

■新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急の経済支援策について

募集する団体	名称	概要	出願要件	募集期間	支給額	申し込み方法
日本学生支援機構	国による緊急給付金給付事業“「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』”	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、特に家庭から自立した学生等、経済的な理由から修学の継続が困難となっている方に対し行う一時金給付。	以下の全てに該当する者 ①家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること ②新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その収入が大幅に減少していること ③原則として日本学生支援機構給付奨学金や第一種奨学金、その他の奨学金制度について、いずれかの条件を満たすこと *全てに該当しなくても、大学が認めれば推薦可能な場合もある。	2020年6月8日(月) ～ 6月15日(月)	住民税非課税世帯の学生 20万円 上記以外の学生 10万円	Line を使って申込み
日本学生支援機構	緊急特別無利子貸与型奨学金 (日本学生支援機構第二種奨学金)	支援として一定期間、特別の貸与を行う本奨学金は、第二種奨学金(有利子)制度を活用しつつ利子分を国が補填し、実質無利子にて貸与。	以下の全てに該当する者 ①第二種奨学金の推薦基準(人物・学力・家計)を満たしていること ②推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていないこと ③家庭から多額の仕送りを受けていないこと(仕送り額が年間150万円以上ではないこと) ④生活費・学費に占めるアルバイト収入の占める割合が高いこと ⑤学生等本人のアルバイト収入について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により大幅に減少(前月比50%以上減少)したこと	2020年6月30日(火)	月額2万円から12万円のうち、希望する万単位の金額	上智大学短期大学部事務センター奨学金担当まで出願書類を請求し、出願期間内に願書一式を郵送する。
上智学院	アルバイト収入減による生活支援金給付	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により経済的に困窮している学生の皆さんを迅速に支援することを目的に、一時金を給付。	以下の全てに該当する者 ①学費を自身で負担している方。もしくは学費は保証人等が負担しているが、自宅外から通学し生活費を自身で負担している方。 ②アルバイト状況が急変する前後1ヵ月分の給与明細にて収入が半減以上減少している方。 ③国の高等教育修学支援新制度を受給していない方。 ④月額10万円以上の学内外奨学金(給付)を受給していない方。	募集は締め切りました	1人つき、10万円	Loyolaアンケートから申し込み